

第2章 策定の背景

1. 社会情勢

(1) 気候変動

昨今、注視されている地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書（第1次作業部会報告書）によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記され、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れているとともに、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

地球温暖化防止に関する国際的な対策として、1992（平成4）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、国連気候変動枠組条約が採択され、2015（平成27）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とし、その目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」を掲げています。

日本では、2015（平成27）年に環境省の諮問機関である中央環境審議会において、水稻、果樹、病害虫・雑草、洪水、高潮、高波及び熱中症に関して、気候変動による影響の重大性が特に大きく、緊急性も高いと報告されたことを背景に「気候変動の影響への適応計画」が策定され、2016（平成28）年には、「パリ協定」に基づき、「地球温暖化対策計画」を改定しました。

その後、2021（令和3）年4月に、「温室効果ガスを2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明しました。さらに、同年6月には、2050（令和32）年カーボンニュートラルを基本理念とする形で「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、同年10月にはこれらを踏まえた内容で、「地球温暖化対策計画」の改定を行いました。

こうした中、気候変動対策として、既に起こりつつある、あるいは起こり得る地球温暖化の影響に対処する「適応策」と、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」との両面から、気候変動のリスクを低減することが求められています。

（２）廃棄物関連

全国的にみて、廃棄物の増加に伴う最終処分場の不足等が課題となっており、ごみの排出量そのものの抑制が求められています。国においては、廃棄物・リサイクル対策の重要性を鑑みて、今後の対策のあり方について、基本的枠組みとする「循環型社会形成推進基本法」が 2001（平成 13）年に施行され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムからの脱却が図られています。

近年では海洋プラスチックやマイクロプラスチックといったプラスチックごみの排出が問題視されており、生態系に与える影響が危惧されています。これに対応するため、2020（令和 2）年 7 月には小売店などで商品を入れるプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されるなど、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

また、2022（令和 4）年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）に加えて、再生可能な資源に替えること（Renewable）を取り入れた「3R+Renewable」を促進するための措置を講じることが定められました。

圏域においても、プラスチック類をはじめとした、ごみの削減に努め、資源循環に向けた取組の強化が求められます。

（３）生物多様性

1992（平成 4）年に生物多様性条約が採択され、我が国においては、翌年の 1993（平成 5）年に締約国となり、世界各国とともに生物多様性の保全に向けて取り組んでおり、2008（平成 20）年には「生物多様性基本法」が施行されました。

また、2010（平成 22）年に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP 10）で「愛知目標」が採択され、2012（平成 24）年には愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、生物多様性の認知度向上や生態系ネットワークの整備等に取り組んできました。

しかし、2020（令和 2）年に発表された愛知目標の最終評価文書である地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO5）では、目標達成度は約 1 割とされ、今後、より一層生物多様性保全への取組が求められます。

(4) 感染症

2019（令和元）年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、急速に感染が広がり、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど、人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしました。

日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、感染の拡大防止策として、外出自粛やテレワークの推奨、ソーシャルディスタンスといった、3つの密（密閉、密集、密接）を回避することが求められました。こうした行動は、移動に伴うCO₂排出量の削減にもつながるマルチベネフィットな取組となるため、より一層進めていく必要があります。

一方で、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車へのシフト、さらには衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加など、環境への負荷の増大といった側面もあるため、省エネルギー設備導入の促進や、感染症対策と環境対策が両立されるライフスタイルの確立が求められます。

(5) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットにて、全会一致で採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念に基づき、持続可能な社会を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットを掲げています。これを「経済圏」、「社会圏」、「生物圏」の3階層で表したウェディングケーキモデルは、自然環境が社会活動を支え、社会活動により経済発展が成り立つことを表しており、目標の達成には各階層を分けて考えることができないことが示されています。



図 2-1) SDGs ウェディングケーキモデル

出典：Stockholm Resilience Centre

表 2-1) SDGs の 17 の目標

アイコン	目標	取組内容
	貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	つくる責任つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 圏域の概況

(1) 地勢と土地利用

圏域は埼玉県西部に位置し、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町で構成されています。また、圏域内には埼玉県を横断する荒川に注ぎ込む荒川水系等の多様な河川を有し、周囲には秩父山地の秀嶺をはじめとする山岳丘陵に囲まれた盆地として開けた山紫水明の地です。

図 2-3 に示す、圏域の土地利用面積割合（令和3年度）を見ると、全面積 892.62km²のうち、

「林野面積」が 83.7%と最も多く、埼玉県にある森林のうち、約6割を圏域が占めています。



図 2-2) 圏域の位置

出典：「秩父広域市町村圏組合」ホームページより作成

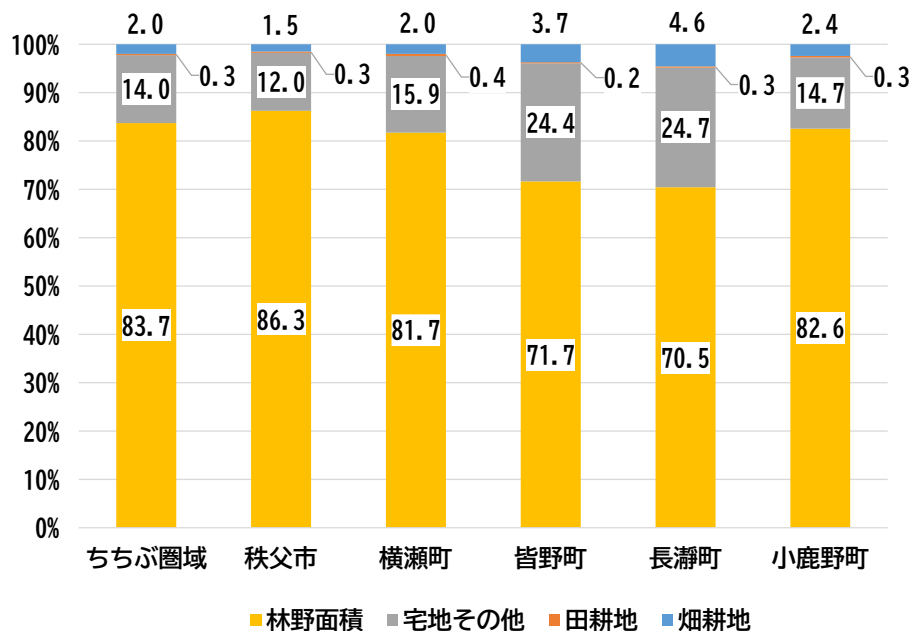


図 2-3) 圏域の土地利用面積割合（令和3年度）

出典：農林水産省「わがマチ・わがムラ」統計データより作成
※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも 100%になりません。

(2) 気象

図 2-4 に示す、秩父特別地域気象観測所の観測データによると、年間平均気温は、上昇傾向にあり、地球温暖化の影響が顕著になってきているといえます。

一方、年間降水量では、記録的大雨をもたらした台風により突出した年もあり、年毎に変動が見られます。こうした台風の大型化も地球温暖化との関係性が指摘されており、最近では 2019（令和元）年 10 月に発生した台風 19 号により、関東地方や甲信越地方、東北地方などに甚大な被害をもたらしました。

今後も、地球温暖化との関係性が指摘されている異常気象により発生する、大型化した台風や集中豪雨等の増加が懸念されます。

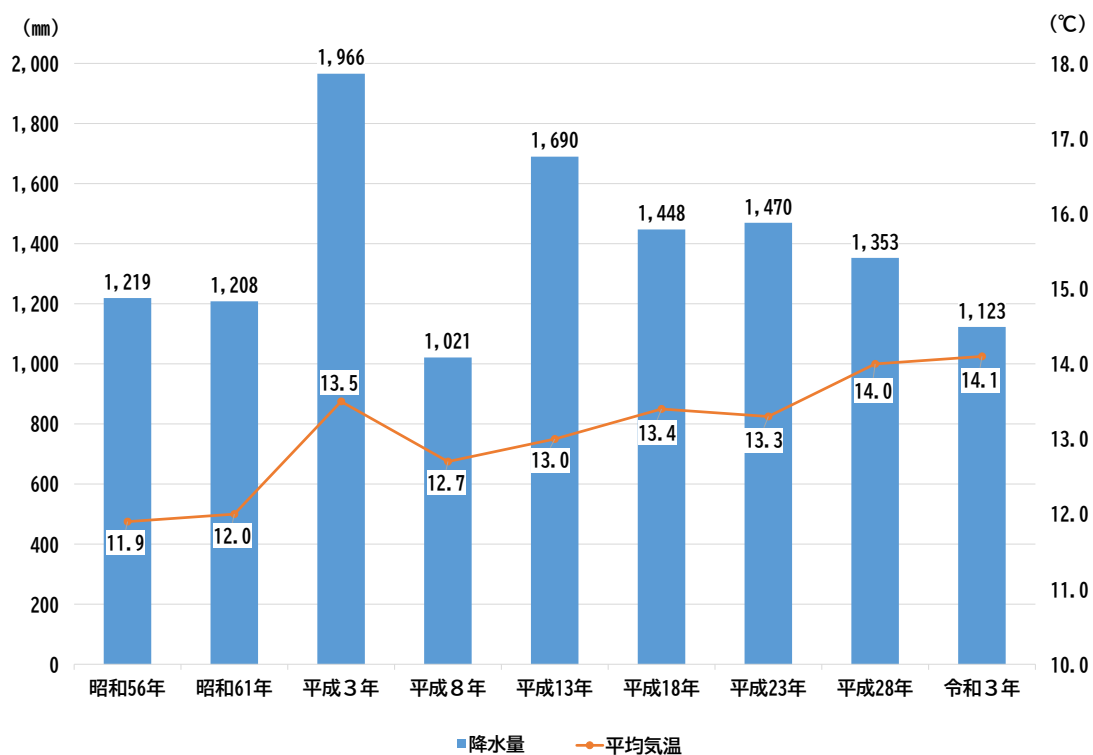


図 2-4) 年間降水量と年間平均気温（秩父市）

出典：気象庁ホームページ（秩父特別地域気象観測所）より作成

(3) 人口動態

圏域の人口は、図 2-5 に示すとおり、各市町ともに減少傾向にあり、2019（令和元）年以降、総人口は 10 万人を下回っています。図 2-6 に示す将来人口推計を見ると、今後も更なる人口の減少が予測されます。

また、圏域の世帯数は、2014（平成 26）年まで増加傾向にありましたが、2015（平成 27）年以降、増減を繰り返しながらも、微減傾向にあることがわかります。

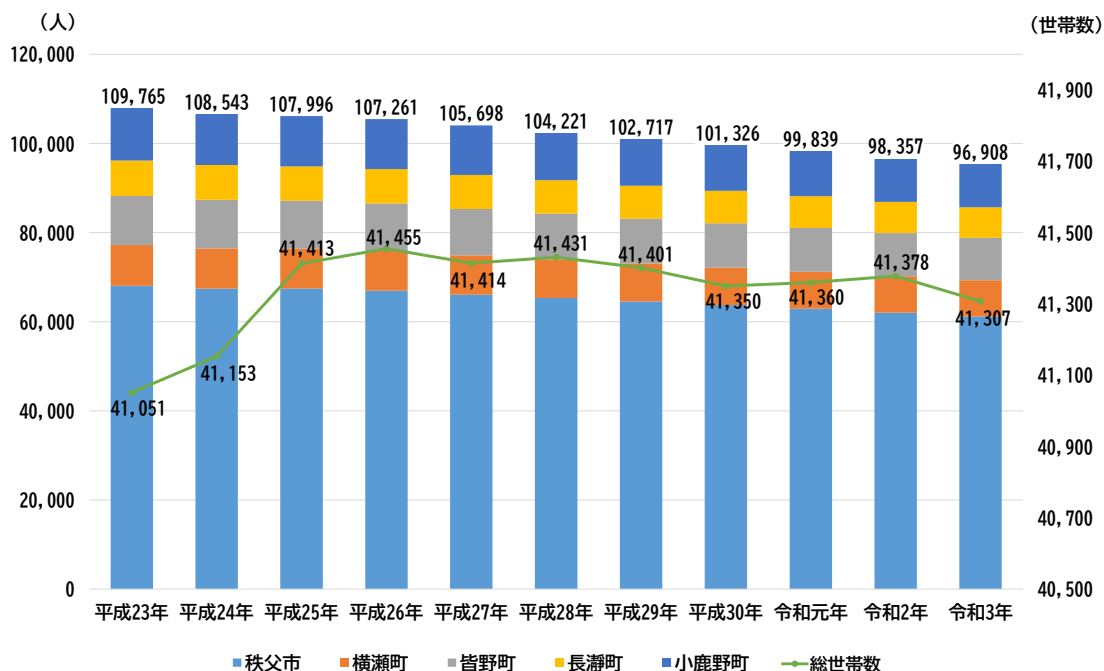


図 2-5) 人口及び世帯数の推移

出典：埼玉県ホームページ（国勢調査による世帯数及び人口）より作成

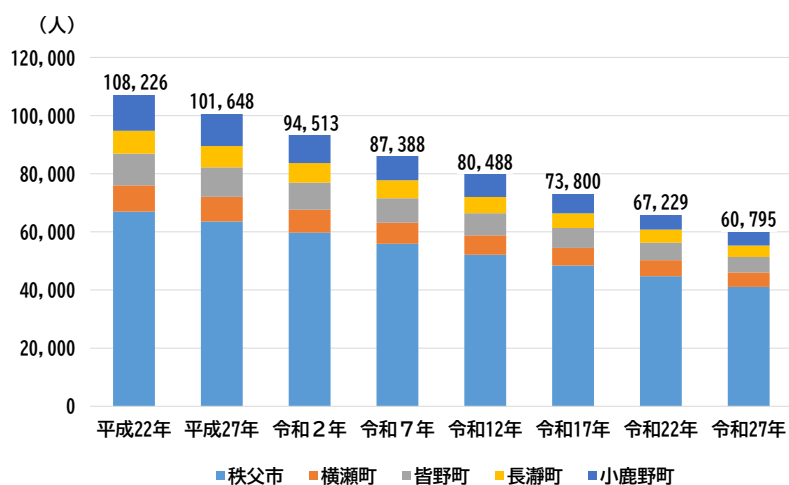


図 2-6) 人口の推移及び将来人口推計（平成 30 年 3 月推計）

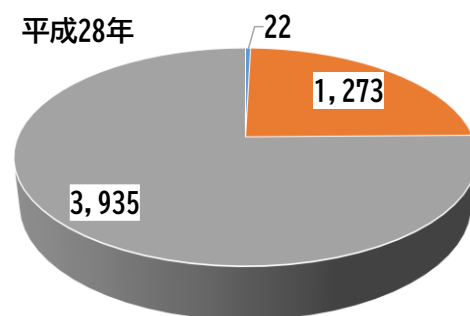
出典：ちちぶ定住自立圏共生ビジョン（第3次・五訂版）より作成

(4) 産業

圏域は、かつて農林業や織物業、セメント関連の鉱業等が盛んに行われていましたが、現在は、第三次産業が主な産業としてあげられます。

2016（平成28）年における、圏域の産業区分事業所数は図2-7に示すとおり、第三次産業が最も多く、全体の約75%を占めています。

また、2019（令和元）年における工業事業所数の推移は図2-8に示すとおり、秩父市が154事業所と最も多く圏域全体の約57%を占め、次いで小鹿野町が51事業所で約19%、長瀬町が26事業所で約10%となっていますが、全ての市町において減少傾向で推移しています。



■ 第一次産業 ■ 第二次産業 ■ 第三次産業

図2-7) 産業区分事業所数の推移

出典：経済センサス（総務省統計局）より作成

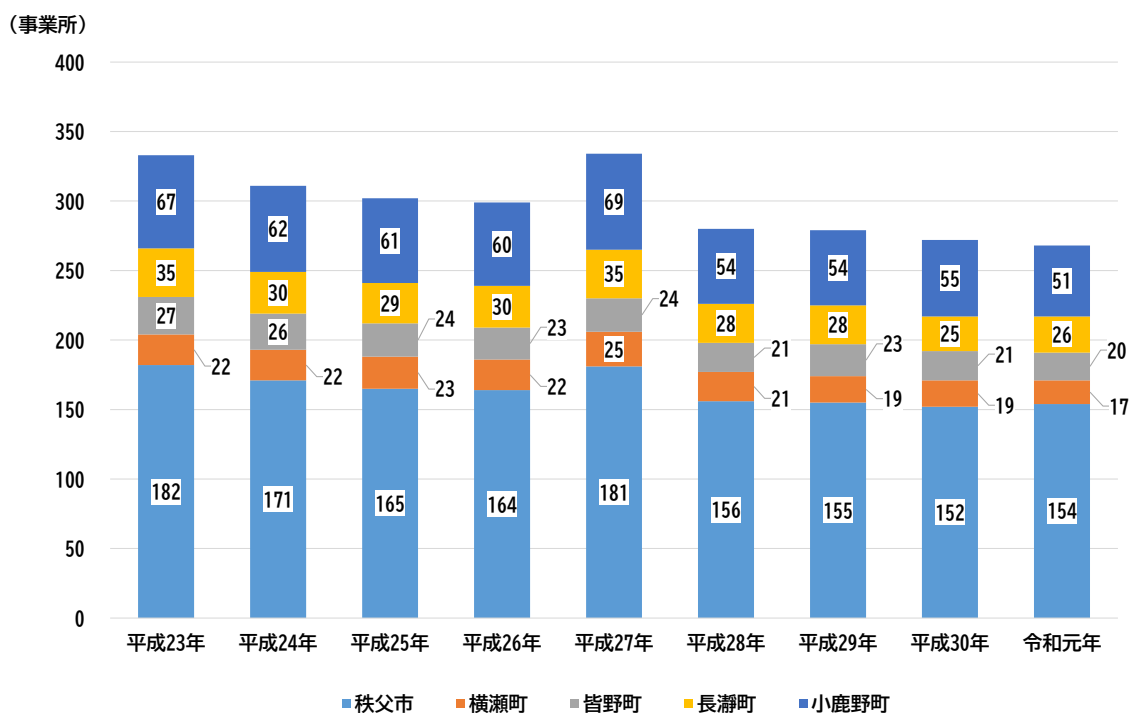


図2-8) 工場事業所数の推移

出典：埼玉県 統計課「工業統計調査」より作成

(5) 自然環境

■ 植物

圏域の植生は、海拔の低い丘陵地とその周辺では、コナラ、アカマツ等の二次林やスギ、ヒノキの植林などの里山の森林景観が広がっており、一部に小面積のウラジロガシやアラカシなどの温暖帯常緑広葉樹林（照葉樹林）の自然林が残存しています。

盆地の下部から海拔約600m位までの範囲には、中間温帯林が成立し、主な樹種は針葉樹のモミや落葉広葉樹のクリ、コナラ、シデ類となっています。海拔約600mから1,600m位には、冷温帯植生が成立し、ブナやイヌブナ、ミズナラなどの樹林が見られます。谷沿いには、シオジ、サウグルミ等の溪畔林が成立し、山岳上部の海拔1,600m付近の亜高山帯には、コメツガ、シラビソ、オオシラビソ等の常緑針葉樹が生育する原生林が発達しています。

また、圏域の特性でもある石灰岩地には、他の地質では見られない特殊な植生が広がり、中でも、国指定天然記念物とされる横瀬町の「武甲山石灰岩地特殊植物群落」では、キバナコウリンカやチチブイワザクラなどの特殊性に富んだ植物が生育しています。



武甲山と秩父盆地

■ 動物

圏域には、低山帯から亜高山帯まで 2,000m以上の標高差が見られ、耕作地や河川敷、雑木林といった里山的環境や、県内で唯一の亜高山帯を中心とした自然林や石灰岩地、鍾乳洞など、特有な自然環境を有しており、それぞれの環境に合わせて様々な動物種が確認されています。

鳥類では、圏域の中心市である秩父市の鳥「オオルリ」を代表とした溪流沿いや山地で見られる種が多く確認されています。

哺乳類では、埼玉県に生息する種のほとんどが、圏域で確認されており、山地や亜高山帯には、国指定天然記念物のヤマメなどの希少な小型哺乳類や、タヌキやキツネ、アナグマなどの中型哺乳類、ツキノワグマといった大型哺乳類が生息します。

また、コウモリ類が豊富で、低山帯から亜高山帯にかけて 16 種が記録され、山林内の樹洞や鍾乳洞、採鉱跡は重要な生息地となっています。

動物の中で最も種数の多い昆虫類では、確実な生息地が橋立鍾乳洞のみとされるバッタの仲間クロイシカワカマドウマをはじめ、全国的にも生息地の限られる種や県内でも亜高山帯にのみ記録のある種などが散見されています。

また、落葉樹林の湿潤な林床部では、埼玉県固有亜種のチチブギセルや石灰岩地域を好むヤグラギセルなどの生息地の限られた陸産貝類が多く記録されています。



オオルリ（秩父市の鳥）



カワセミ（横瀬町の鳥）



メジロ（皆野町の鳥）



ウグイス（小鹿野町の鳥）



せきれい（長瀬町の鳥）

(6) 生活環境

■ 大気

表 2-3 及び表 2-4 に示す、大気常時監視測定局（秩父地区）の秩父局と皆野局における大気測定結果によると、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、浮遊粒子状物質（SPM）は環境基準を満たす結果となっています。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物が紫外線を受け、光化学反応を起こすことにより発生します。秩父市における光化学スモッグ注意報年間発令日数は、2019（令和元）年度以降 0 日が続いていましたが、2022（令和 4）年において 3 日間発令されています。なお、光化学スモッグによる健康被害届出人数は、2012（平成 24）年度以降確認されていません。

表 2-2) 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値の 2% 除外値が 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 2-3) 秩父測定局における大気測定結果

項目 年度	微小粒子状物質 (PM _{2.5}) [μg/m ³]				浮遊粒子状物質 (SPM) [μg/m ³]		
	年平均値	年平均値が 15μg/m ³ 以下である か	日平均値の 98%値	日平均値の 98%値が 35μg/m ³ 以下である か	日平均値の 2%除外値	日平均値の 2%除外値が 100μg/m ³ 以下であるか	日平均値が 100μg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続してい ないか
平成24	13.3	○	30.3	○	38	○	○
平成25	14.1	○	33.8	○	51	○	○
平成26	14.0	○	32.8	○	48	○	○
平成27	12.4	○	31.0	○	49	○	○
平成28	10.6	○	25.5	○	37	○	○
平成29	10.7	○	24.3	○	30	○	○
平成30	10.7	○	28.8	○	38	○	○
令和元	9.5	○	25.0	○	31	○	○

表 2-4) 皆野測定局における大気測定結果

項目 年度	微小粒子状物質 (PM _{2.5}) [μg/m ³]				浮遊粒子状物質 (SPM) [μg/m ³]		
	年平均値	年平均値が 15μg/m ³ 以下である か	日平均値の 98%値	日平均値の 98%値が 35μg/m ³ 以下である か	日平均値の 2%除外値	日平均値の 2%除外値が 100μg/m ³ 以下であるか	日平均値が 100μg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続してい ないか
平成24	—	—	—	—	43	○	○
平成25	—	—	—	—	47	○	○
平成26	13.9	○	28.6	○	47	○	○
平成27	13.6	○	30.1	○	44	○	○
平成28	12.7	○	32.8	○	36	○	○
平成29	12.3	○	27.1	○	27	○	○
平成30	12.6	○	29.0	○	35	○	○
令和元	10.7	○	25.7	○	31	○	○

■ 水質

圏域は、埼玉県を代表する河川である荒川の上流域にあたり、圏域内の主な河川は、この荒川水系に属します。荒川水系は、埼玉県と東京都を合わせて、20 区 40 市 18 町 1 村にまたがり、利根川、淀川に次いで我が国の主要河川の中では第3位の人口、鶴見川に次いで第2位の人口密度、水道水供給人口は約 1,500 万人となっています。



荒川源流

荒川は、治水・利水の上で水質保全の重要性が高く、圏域の各市町では、BOD（生物化学的酸素要求量）や pH（水素イオン濃度）、大腸菌群数等の河川水質調査を年2～6回実施しています。図 2-9 に示す秩父市における水質調査によると、河川で水質を示す代表的な指標とされる BOD の測定結果は、荒川及び横瀬川では環境基準を下回る結果となっていますが、赤平川では環境基準を満たさない年が見られたため、今後、河川水質の改善に向けた、更なる対策が求められます。

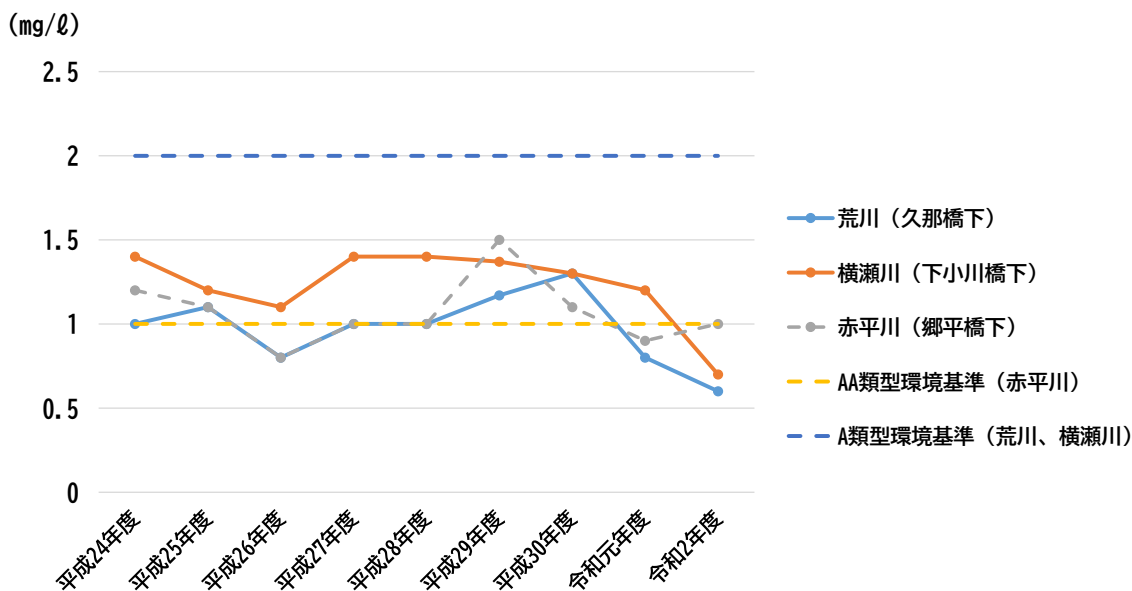


図 2-9) BOD 測定結果の経年変化

出典：秩父市の河川水質調査の結果より作成

■ 騒音・振動

圏域では、2021（令和3）年度に環境騒音測定を13か所、自動車騒音測定を3か所で実施しました。環境騒音については、13か所のうち昼間3か所、夜間1か所で環境基準値を若干超えたものの、その他の地点では昼夜ともに環境基準値を下回る結果となりました。自動車騒音については、全地点で昼夜ともに環境基準値を下回る結果となりました。

また、秩父市内では特に、幹線道路である国道140号と299号が交差することから、交通量が非常に多くなっています。そして、観光シーズンや朝夕の通勤時間帯には渋滞が日常化し、騒音や振動等の問題発生が懸念されます。

■ 生活環境に関する住民の苦情件数

2021（令和3）年度における圏域の公害苦情件数は19件寄せられ、その内の17件が典型7公害によるものでした。中でも、秩父市が13件と最も多く、次いで横瀬町と長瀬町が3件、皆野町と小鹿野町は公害に関する苦情がありませんでした。

各市町の内訳は、秩父市が大気汚染6件、騒音7件、横瀬町が悪臭3件、長瀬町が大気汚染1件、その他（不法投棄）2件となっており、水質汚濁、土壌汚染、振動、地盤沈下に関する苦情は寄せられていません。

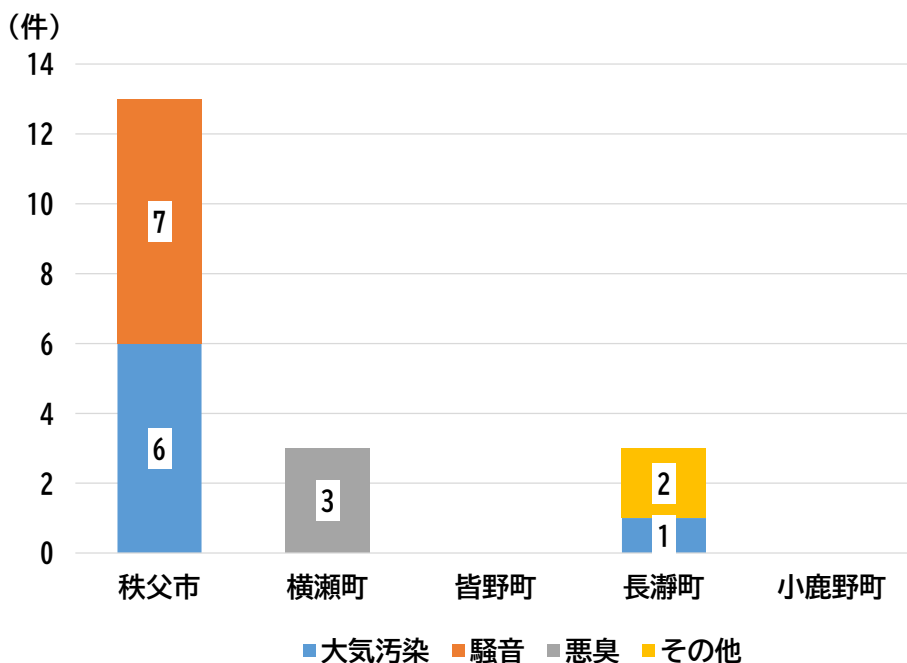


図 2-10) 令和3年度における公害苦情報告件数

■ 廃棄物

圏域では、1970（昭和 45）年4月に発足した一部事務組合である秩父広域市町村圏組合が、1市4町のごみの収集及び処理を行っています。図 2-11 に示す一人1日当りのごみ排出量の推移を見ると、秩父市は埼玉県平均よりも高く推移し、4町は県平均を下回って推移しています。また、秩父市、長瀬町、小鹿野町においては、一人1日当りのごみ排出量が増加傾向にあり、ごみの排出量を削減する対策の強化が求められます。

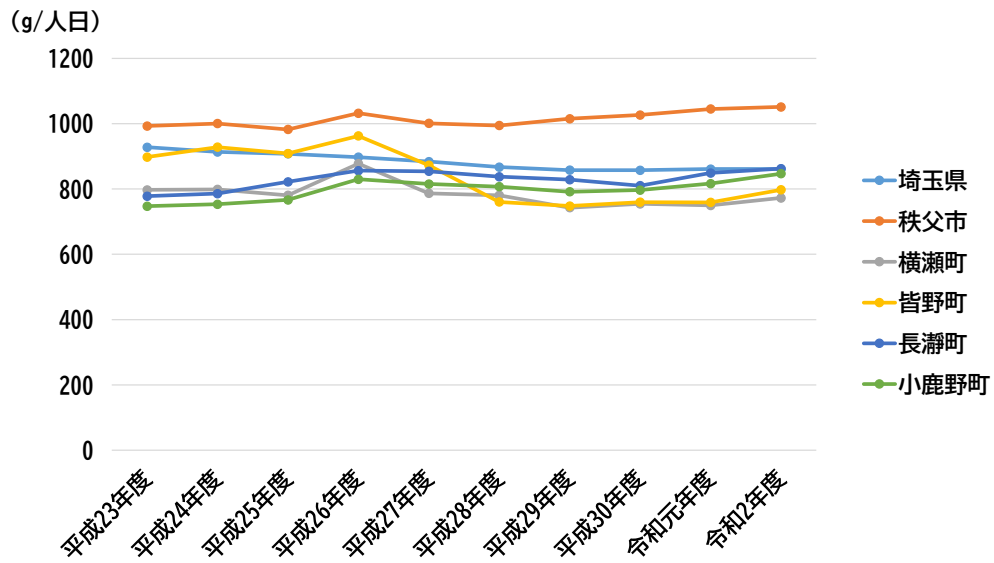


図 2-11) 一人1日当りのごみ排出量の推移

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成

■ 景観

圏域では、奥秩父山地、上武山地、外秩父山地、秩父凹地帯からなる秩父山地と、その山地を水源とする荒川を中心に支川が織りなす自然に恵まれた景観が特徴です。

自然的景観としては、秩父多摩甲斐国立公園と5つの県立自然公園の区域に指定されており、秩父市及び横瀬町のシンボルである武甲山や羊山公園の芝桜、長瀬町の岩畳、小鹿野町の丸神の滝、皆野町の美の山公園の桜等、四季折々の景観が広がっています。

歴史的景観としては、古来、信仰の地として栄え、秩父札所や秩父三社、秩父夜祭をはじめとした様々な「祭り」のほか、急斜面に点々と集落が広がる山村景観等、多様な景観資源を有しています。

これらの景観は、日本の原風景として人々の心をとらえ、毎年多くの観光客が訪れています。



武甲山と羊山公園の芝桜
(秩父市、横瀬町)



岩畳と舟下り (長瀬町)



美の山公園の桜 (皆野町)

■ 公園・緑地

秩父ミュージックパークをはじめとした、圏域で整備されている都市公園は、約3,194,300m²（319.43ha）で、1人当りの都市公園面積は、44.4m²（0.00444ha）となり、埼玉県全体と比較すると約6.4倍となっています。

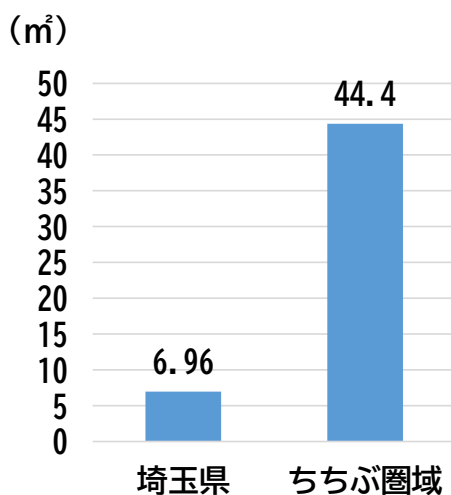


図 2-12) 1人当りの都市公園面積

出典：埼玉県ホームページ 市町村別都市公園整備状況
(平成31年3月31日現在) より作成



秩父ミュージックパークのイチョウ並木（秩父市、小鹿野町）

(7) 歴史・文化

圏域には、ユネスコ無形文化遺産に登録された「秩父夜祭」を代表とする数多くの祭礼行事など、独自の文化圏を形成し、地域性の高い貴重な歴史・文化遺産が存在します。指定文化財としては、国指定の文化財が56件、県指定が101件、市町指定が453件となっています。

また、圏域は、2011（平成23）年に、地質・地形から地球の過去を知り、未来を考えて活動する場所とされる日本ジオパークの認定を受け、その後2015（平成27）年に再認定、2019（令和元）年に条件付きで再認定され、さらには2022（令和4）年に再認定を受けました。

そのような状況の中、秩父市と小鹿野町を含む4都県12市町村に広がる「甲武信」エリアでは、2019（令和元）年に、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とする取組であるユネスコエコパークに登録されました。

今後、ジオパークとエコパークに共通する機能・定義である「経済と社会の発展」の推進に向けて、両パークが連携した取組を展開していく必要があります。

表 2-5) 圏域の文化財指定数

自治体名	国指定	県指定	市町指定
秩父市	40	53	195
横瀬町	2	6	48
皆野町	6	12	62
長瀬町	5	6	32
小鹿野町	3	24	116
計	56	101	453



秩父夜祭（秩父市）



ようばけ（小鹿野町）

3. 第1次計画の進捗状況

第1次計画では、望ましい環境像を「荒川の清流が 未来につながり だれもがいきいきと安心して暮らせるまち」と表現し、この環境像を目指すための5つの基本目標を定め、圏域の環境課題に対して個別目標を設定しました。その中でも、特に、住民にとって身近な問題、早急に取り組むべき事業、また、施策の中で横断的に取り組むべき事業を重点的な取組としました。

表 2-6) 第1次計画における重点的な取組

重点的な取組	
◆創エネ・省エネで低炭素な地域づくり	①森林の保全
	②大気・水等の保全
	③再生可能なエネルギーの導入
	④低炭素なまちづくり
◆資源活用による循環型の地域づくり	①農地の活用
	②ごみの減量化
	③パートナーシップによる環境活動の推進

◆ 創エネ・省エネで低炭素な地域づくり

① 森林の保全

個別目標 1-1 「森林を育て、豊かな水を守ろう」

「集約化・団地化して整備される森林面積」は、2021（令和3）年度末時点で6,900ha、「企業・団体等による森づくりの取組数」は、同時点で34か所となっており、ともに目標を達成することができました。

今後、カーボンニュートラル並びにゼロカーボンシティを目指す上で、温室効果ガスの吸収源となり得る森林の管理・整備が引き続き求められます。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
集約化・団地化して整備される森林面積	0 ha	5,600 ha	6,900 ha	○
企業・団体等による森づくりの取組数	15 か所	2倍	34 か所	○

個別目標 1-3 「生物多様性を維持しよう」

「森林の鳥獣害対策実施面積累計」は、2021（令和3）年度末時点で 2,204ha となっており、目標を大幅に超えて達成することができました。

「鳥獣害防除計画策定市町数」は、第1次計画策定時にすでに全市町で計画を策定していたため、2015（平成27）年度に本項目は削除されました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
森林の鳥獣害対策実施面積累計*	243 ha	1,195.25 ha	2,204 ha	○
鳥獣害防除計画策定市町数	5 市町	維持・更新	項目の削除	

※第1次計画では、2015（平成27）年度の実績値を「128ha」、2022（令和4）年度の目標を「10%増」としていましたが、埼玉県地域プログラムによる、「2020（令和2）年度までに2015（平成27）年度比で300ha増加させる」とした目標に倣い、第1次計画策定時の実績値を過年度累計値「243ha」に、2022（令和4）年度の目標を「1,195.25ha」に変更しました。

② 大気・水等の保全

個別目標 2-1 「きれいな空気を守ろう」
 個別目標 2-2 「きれいな水を守ろう」
 個別目標 2-3 「安全な暮らしを守ろう」
 個別目標 2-4 「豊かな土地を守ろう」

2021（令和3）年度の「年間苦情受理件数」は、19件となっており、目標とする年間苦情受理件数の半減を達成することができました。

また、「二酸化窒素濃度」及び「河川のBOD数値」は、ともに環境基準を下回る値となり、大気環境及び水質環境は、維持されています。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
年間苦情受理件数	61 件	半減	19 件	○
二酸化窒素濃度	0.011 ppm	維持	0.014 ppm	○
河川のBOD数値	1.4 mg/L	維持	0.58 mg/L	○

③ 再生可能なエネルギーの導入

個別目標 4-1 「再生可能なエネルギーを推進しよう」

「住宅用新エネルギー設置の年間補助導入件数」は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の買取価格が年々下落していたことから、住宅用新エネルギー設備設置に対する年間補助導入件数が減少傾向にあったこと、補助金の予算を確保することが困難になっていることなどにより削除され、「住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計」及び「住宅用新エネルギー設備設置補助金交付予定件数に対する交付率」の2項目が追加されました。

「住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計」は、2021（令和3）年度末時点で 1,171 件となっており、目標を達成することができましたが、「住宅用新エネルギー設備設置補助金交付予定件数に対する交付率」は、同時点で 20%となっており、目標を達成することができませんでした。

なお、「行政施設における新エネルギー発電件数」は継続され、同時点で 30 件となっており、目標を達成することができました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
住宅用新エネルギー設置の年間補助導入件数	140 件	維持	項目の削除	
行政施設における新エネルギー発電件数	19 件	25 件	30 件	○

追加項目	平成27年度	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計	1,020 件	増加	1,171 件	○
住宅用新エネルギー設備設置補助金交付予定件数に対する交付率	57.3 %	100 %	20 %	×

④ 低炭素なまちづくり

個別目標 4-2 「低炭素なまちづくりを推進しよう」

「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定」は、2013（平成 25）年の地球温暖化対策推進法の改正により、全ての地方公共団体において策定が義務付けられ、2015（平成 27）年度時点で全ての市町で策定されていたため削除されました。

また、「市町（事務事業編）の年間 CO₂ 排出量」は、2021（令和 3）年度末時点で 15,403 t-CO₂ となっており、第 1 次計画策定時と比較して約 29%削減され、目標を達成することができました。

「市町公用車のエコカー導入率」は、同時点で 32.1%となっており、目標を達成することができませんでした。今後、目標の達成を目指すだけでなく、更なるエコカーの普及を図り、事務事業編における年間 CO₂ 排出量の削減に努める必要があります。

項目	第 1 次計画策定時	令和 4 年度	令和 3 年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定	3 市町	5 市町	項目の削除	
市町（事務事業編）の年間 CO ₂ 排出量	21,603 t-CO ₂	10%減	15,403 t-CO ₂	○
市町公用車のエコカー導入率	26.6 %	40 %	32.1 %	×

◆ 資源活用による循環型の地域づくり

① 農地の活用

個別目標 1-2 「農地を守り、活かそう」

「遊休農地の解消面積累計」は、非農地判定を受けた遊休農地の大部分が地目変更されて林地となったことから、目標の達成度を図る指標として適さないため削除され、「担い手等への農地利用集積面積」に変更されました。本項目は、2021（令和3）年度末時点で341.8haとなっており、目標を達成することができました。

また、「年間新規就農者数」は、同時点で15人となっており、目標を達成することができました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
遊休農地の解消面積累計	71 ha	3倍	項目の削除	
年間新規就農者数	12人	10%増	25%増 15人	○

変更項目	平成27年度	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
担い手等への農地利用集積面積	288.2 ha	増加	341.8 ha	○

② ごみの減量化

個別目標 3-2 「3Rに取り組み、ごみを減らそう」

2021（令和3）年度の「総ごみ排出量」は、32,962 tとなっており、目標を達成することができましたが、「リサイクル率」及び「ごみの排出量（一人1日当たり）」は達成することができませんでした。「リサイクル率」が低下し、「ごみの排出量（一人1日当たり）」が増加したことから、「総ごみ排出量」の減少は人口の減少に起因するものと考えられ、今後、住民一人ひとりのごみ問題に対する意識の改善が求められます。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
総ごみ排出量	38,018 t	13%減	32,962 t	○
リサイクル率	29.5 %	30.0 %	11.1 %	×
ごみの排出量 （一人1日当たり）	930 g ※	10%減	932 g	×

※第1次計画では「787g」としていましたが、事業系ごみの排出量が計上されていなかったため修正しました。

個別目標 5-2 「積極的に環境配慮商品の購入を進めよう」

「市町グリーン購入調達方針・指針の策定」は、2021（令和3）年度末時点で3市町となっており、目標を達成することができませんでした。方針・指針が策定されなかった2町においてもグリーン購入を実施しており、今後も持続可能な循環型社会へ向けた、グリーン購入を推進します。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
市町グリーン購入調達 方針・指針の策定	1 市	5 市町	3 市町	×

③ パートナーシップによる環境活動の推進

個別目標 5-1 「環境を学び、活動を広げよう」

「埼玉県川の国応援団登録数」は、2021（令和3）年度末時点で 43 団体となっており、目標を達成することができませんでした。

一方、「美化運動団体との連携」は、同時点で 213 団体となっており、目標を大幅に超えて達成することができました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
埼玉県川の国応援団登録数	35 団体	50 団体	43 団体	×
美化運動団体との連携	38 団体	50 団体	213 団体	○

4. 住民意識調査結果

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、住民の環境に関する意識や第1次計画策定以降の環境の変化、圏域が今後取り組むべき施策等について、アンケート調査を行いました。

(2) 調査対象

圏域に在住の18歳以上の住民から無作為抽出した1,000人を対象とし、郵便により調査票を送付・回収しました。調査期間は、2022（令和4）年7月中旬から8月下旬までの間で行いました。各市町における配布数と回収率は表2-7に示すとおりです。

表2-7) 各市町の配布数と回収率

居住地域	配布数	回収数	回収率
秩父市	633	206	32.5%
横瀬町	84	27	32.1%
皆野町	98	32	32.7%
長瀬町	71	23	32.4%
小鹿野町	114	34	29.8%
計	1,000	323 (無回答1名含む)	32.3%

(3) 結果概要

環境問題への関心

本調査において、特に関心の深い環境問題について最も回答が多かったのは、「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化」、次いで「資源の再利用・リサイクル」となり、第1次計画策定時における調査と比較すると、「資源の再利用・リサイクル」における関心が低くなりました。

次いで関心の寄せられた項目は、第1次計画策定時では、「廃棄物の不法投棄、処分場の不足や新たな整備の問題」でしたが、本調査では、「身近にある森や林などの緑や、自然の風景の減少（遊休農地や山林の荒廃等、原野化等）」となりました。

また、32頁の「第1次計画の取組における重要度と満足度」の結果から、廃棄物関連の取組に対する満足度が高く、自然環境関連の取組に対する満足度が低い傾向にあることが分かりました。

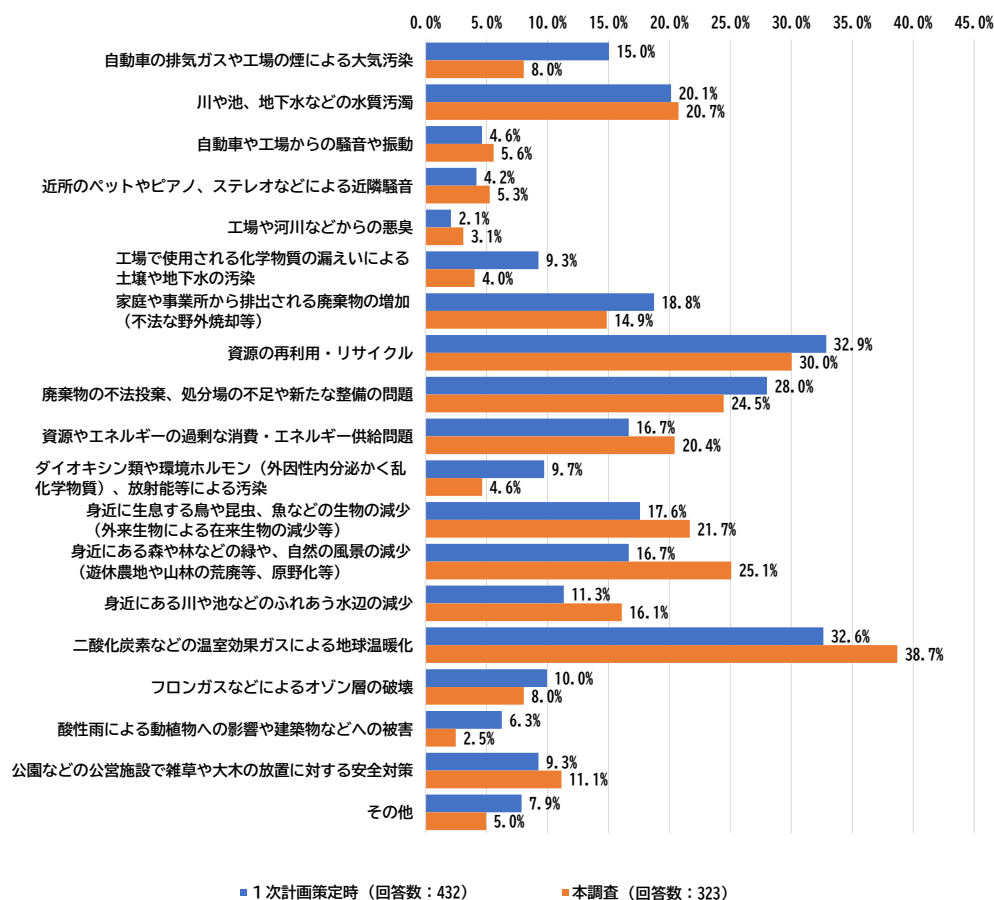
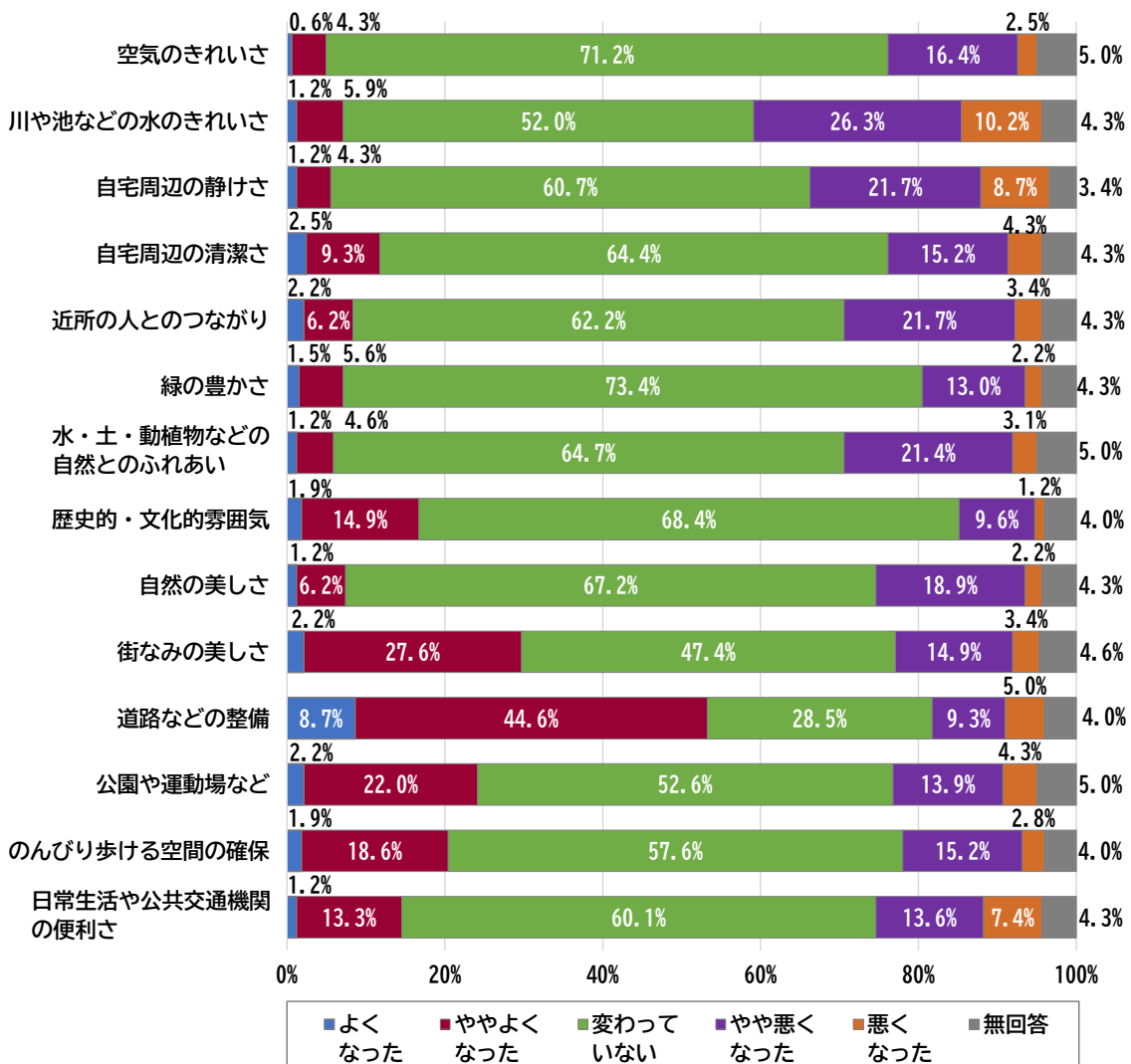


図 2-13) 第1次計画及び本計画策定時の環境問題に対する関心度合い

10年前と比較した現在の環境

現在の圏域の環境が、10年前と比べて変化したことについて、「よくなった」「ややよくなった」を合わせた回答では、「道路などの整備」が最も多く、次いで「街なみの美しさ」、「公園や運動場など」となっています。

一方で、「やや悪くなった」「悪くなった」を合わせた回答では、「川や池などの水のきれいさ」が最も多く、次いで「自宅周辺の静けさ」、「近所の人とのつながり」となっています。



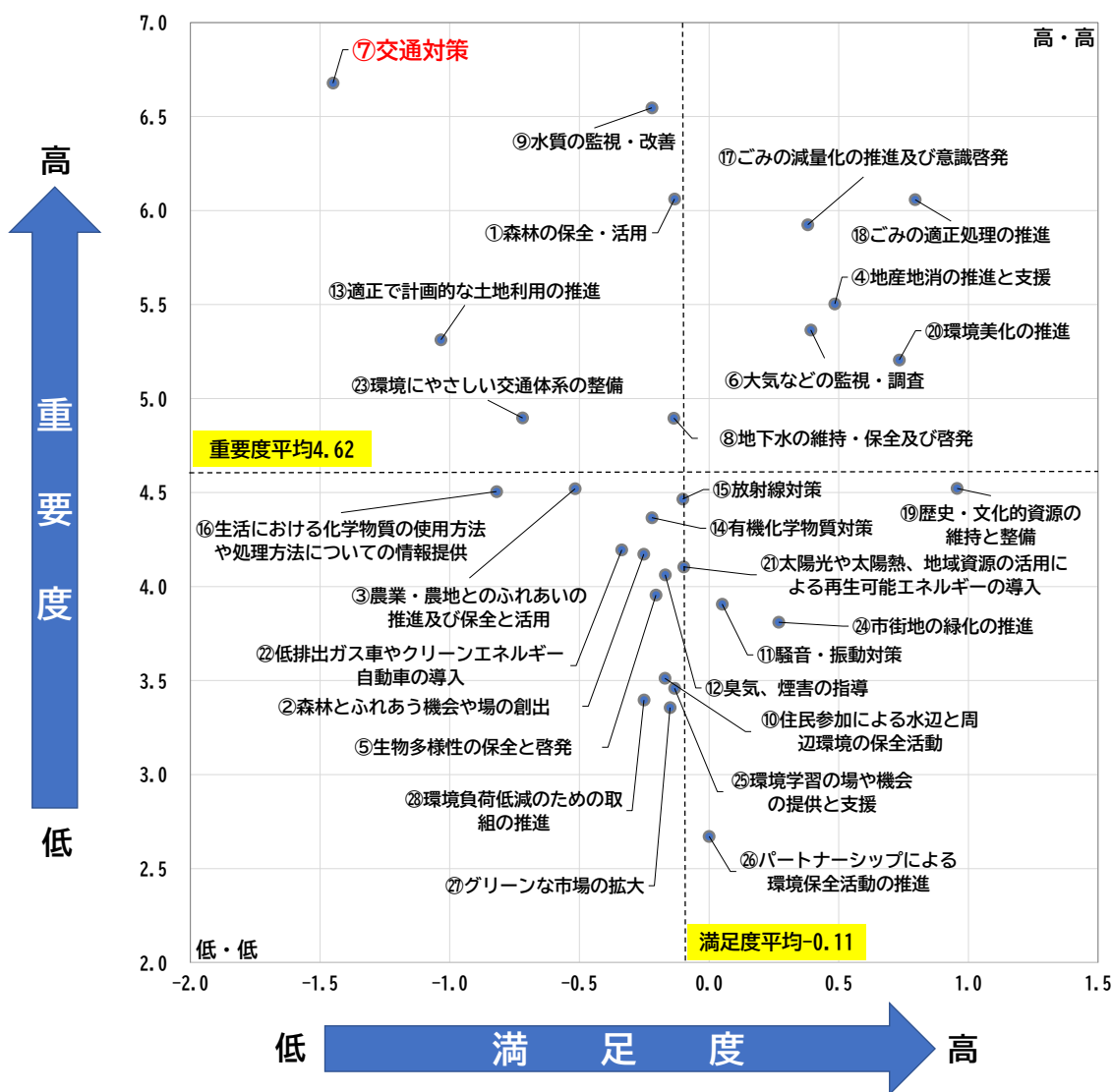
(回答数：323人)

図 2-14) 10年前と比較した現在の環境

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも100%になりません。

第1次計画の取組における重要度と満足度

①から⑳までの各項目の重要度と満足度について、下に示す回答ごとに配分された点数（ウエイト）を各回答の割合に掛けて合計した加重平均で比較したところ、特に圏域の課題と考えられる「重要度が高く満足度が低い」項目は、「⑦交通対策」となっています。



(回答数：323人)

図 2-15) 第1次計画の取組における重要度と満足度の加重平均

将来の圏域に望む姿

将来の圏域に望む姿として、特に重要だと思うものについては、「日常生活や公共交通機関の便利さ」が最も多く、次いで「道路などの整備」、「自然の美しさ」となっています。

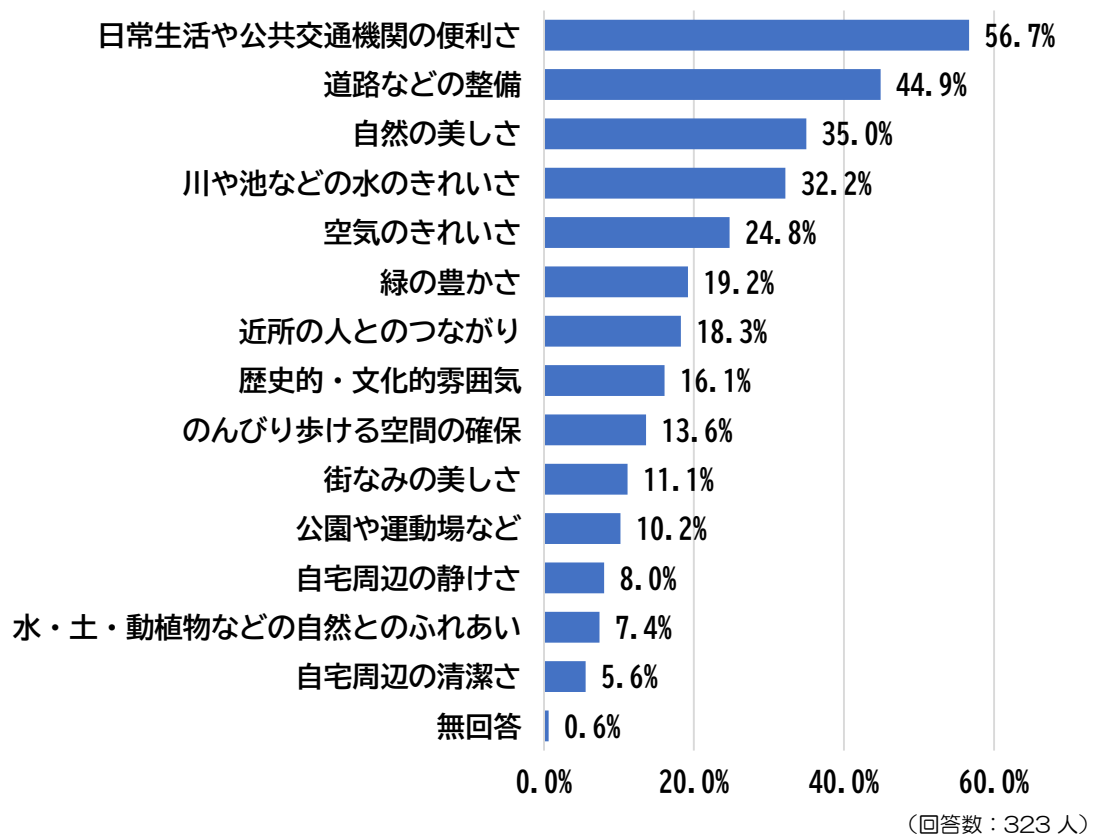


図 2-16) 将来の圏域に望む姿

5. 今後の課題

世界・国・県の動向や圏域を取り巻く環境の変化、第1次計画の進捗状況及び住民意識調査の結果などから、本計画を策定するにあたり、注視すべき課題を以下のとおり整理しました。

【地球環境】

- 国が目標として掲げる2050年カーボンニュートラルに向けた、更なる温室効果ガス排出量の削減対策
- 住民、事業者、行政それぞれによる省エネルギー対策の実施

【資源循環】

- プラスチックごみの減量化
- 圏域の一人1日当りのごみ排出量削減に向けた、3R+Renewableの実施

【自然環境】

- 継続した水辺環境の保全
- 温室効果ガスの吸収源ともなり得る森林の保全
- 自然的、社会的条件などを踏まえた生物多様性の現状把握

【生活環境】

- 公共交通機関や道路等の更なる整備
- 人口の減少や高齢化に対応した、遊休農地の適正管理と有効活用

【環境教育・協働】

- 環境に関する情報の提供方法の検討や環境保全活動等についての普及啓発
- あらゆる世代を対象とした、環境学習出前講座・授業の実施や環境に関する施設等を利用した環境学習の推進